「デジタル印刷機Version1.0」公開案への意見と対応

	意見箇所	意見内容	対応
1	4-1-1(3)3R設計 4種類以下の分離可能なポリマまたはポリマブレンド、ラベル等への要求	再使用部品であることが証明された部品には本項目を適用しない。本項目に適用していない過去の機種の部品について、再使用しない場合もする場合も、廃棄時の環境負荷は同等である。再使用することによって環境負荷の低減が期待できる。また過去の仕様として筐体部品に貼り付けたシールがある場合、分離が困難であるが、本項目に適合するには、筐体部品ごと廃棄せざるを得なくなってしまう。3R設計チェックリストNo1においても、再使用部品は除外されている。	ご意見のとおり修正します。本項目については、今後対応が進み、数年後には再使用部品であっても適合することになることが期待でき、その際には、再使用部品の除外を外すことを検討します。
2	4-1-1(1)機器本体の3R設計 No3 一般的な工具により分解可能	同上	同上
3	4-1-2(5)筐体プラスチック部品について有機ハロゲン化合物使用の禁止について	臭素系難燃剤(PBB,PBDE除く)の使用の禁止の項目は削除するべきである （意見1） WHOは臭素化ダイオキシン／フランのクライテリアを発行している。 （Polybrominated Dibenzo-p-dioxins and Dibenzofurans,Environmental Health Criteria No.205 1998）これによるとPBDEでは臭素化ダイオキシン・フランを生成しているが、PBB、PBDE以外の臭素系難燃剤においてはNDあるいはPBB，PBDEと比較して数桁低い極微量しか生成しない。従ってPBB，PBDE以外の臭素系難燃剤を使用したプラスチックをダイオキシン対策の不十分な焼却炉で焼却しても臭素化ダイオキシン・フランの発生はPBB,PBDEの場合に比較して極めて少ないし、ダイオキシン対策の実施された焼却炉であればリスクは殆ど無視できる。解説ではPBB，PBDE以外の臭素系難燃剤にダイオキシン生成に寄与するリスクがゼロでないと記載されているがリスク管理の観点からゼロリスクを求めるべきではない。 複写機の大型の筐体部品は、日本では回収・分別が出来るため焼却には回らずにリサイクルされている。また欧州ではWEEE規制により2006年7月以降は電機電子機器において回収と高度のリサイクルが求められ、更には臭素系難燃剤含有プラスチックは分別収集が義務化される。　即ち分別収集が義務化されないポリカABSに比べて、分別収集される臭素系難燃剤含有プラスチックがリサイクルを含めた適切な処理を行うのに適している。仮に臭素系難燃剤含有プラスチックが焼却に回った場合でも、日本国内の焼却炉はダイオキシン特別措置法に対応した適切な炉で焼却されるし、また欧州ではWEEEの分別回収に伴い適切な焼却炉での対応が可能であるので臭素化ダイオキシン・フランの環境への排出及び人への暴露は防げる。	本項目については、現在も、複写機・DPWGにおいて継続審議中です。No.117「複写機Version2.0」とNo.133「デジタル印刷機Version1.0 」の基準については、それぞれ同一WG（複写機・DPWG)において検討されています。 本項目の適用開始時期については1年間の猶予を設けていることから、原案どおりとします。

4		(意見2) ドイツブルーエンジェルとEUのRoHS指令との関係において、ブルーエンジェルは全ての臭素系難燃剤を対象としているが、これは安全性に関する科学的な検証に基づいて規制されたものではない。RoHS指令は、安全性に関して科学的に検証された結果に基づいてPBB,PBDE(ﾍﾟﾝﾀ､ｵｸﾀ)の3種類の臭素系難燃剤のみを規制している。この点がブルーエンジェルとの大きな違いである。EU圏に於いてRoHS指令に統一されていく事になり、これに伴なってドイツのブルーエンジェルも3種の臭素系難燃剤の規制に方向をそろえるべきであると考える。従ってドイツのブルーエンジェルで規制している全ての臭素系難燃剤を対象とするのは過剰な規制であり反対する。RoHS指令と歩調を合わせる内容としていただきたい。	
5		(意見3) エコマークの認定基準では、エネルギー消費効率を重要な項目として取り上げているが、臭素系難燃剤の使用は複写機のライフサイクルにわたっての消費効率を高めることができる。その理由は少量添加で十分な難燃効果がでるためプラスチックの物性の低下が少なく、成形容易になりロスも少ない。臭素系難燃剤を使うことによって、プラスチックはアロイにしなくても単一樹脂で目的の性能を得ることが可能になり、リサイクルの観点からも優れる。資源有効利用の上からも重要な役割を果たす。	
6		(意見4) デジタル印刷機は商品として回収ルートが確立し、回収率の高い製品であることは解説で記載されている通りである。臭素系難燃PS樹脂では複写機プラスチック部品において既に回収材を30%使用したクローズドマテリアルリサイクルの技術開発が終了しており、内部部品、筐体部品において既に数年のリサイクルの実績がある（解説ではABS＋臭素系難燃材のみ記載されているが、PS＋臭素系難燃剤も実際に使用され、リサイクルもされている）。プラスチック部品のクローズドマテリアルリサイクルを行うことにより、原料プラスチック製造の段階において使用する原油等の地球資源及びエネルギーの削減の環境負荷低減に直結しており、エコマーク基準としてリサイクルしやすい材料の排除は理解しがたい。 上記のように臭素系難燃PSでは回収材を30%使用して現実にクローズドリサイクルを実施しているが、(社)ビジネス機械・情報システム産業協会と共同して行った実験では、回収材を50%使用しても物性としても全く問題ないリサイクル樹脂が得られている。（プラスチックのアドバンスリサイクルシステム構築のための調査研究　－平成14年度活動報告書－　(社)ビジネス機械・情報システム産業協会発行）一方臭素系難燃剤を使用していないPC/ABS難燃樹脂，PC/PS難燃樹脂（ノンハロ樹脂）は回収材含有率20%までで物性が維持できているデータは同報告書に記載されているが、それ以上の回収材含有率については記載がなく問題があると推定される。即ち臭素系難燃PS樹脂は非臭素系難燃樹脂であるポリカ・ABS等に比し、高度のリサイクルが出来る樹脂である。解説ではポリカ・ABSのリサイクル性の問題点を指摘していながらも、事業者の取組みに期待するとして、現実に問題なく高度のリサイクルが出来ている臭素系難燃PS(あるいはABS)を排除することは環境負荷の低減の趣旨からも納得できないものである。	

「デジタル印刷機Version1.0」公開案への意見と対応

7		(意見5) 　使用済み複写機から回収したリサイクル材を日本から輸入し中国で再生難燃PS樹脂を生産、同部品へ戻すクローズドリサイクルを数年前から実施している。このシステムを利用してデジタル印刷機のリサイクルも準備中である。臭素系難燃PS樹脂を使用すればリサイクル材50%を原料とした再生難燃PS樹脂も可能だが、現在はリサイクル材30%で量産中。これに対し、非ハロゲン系難燃樹脂は10-20%を越える回収率では物性、成形性、難燃性等で課題が残ると推定される。臭素系難燃PSは非ハロゲン系難燃樹脂（PC-ABS,PC-PS)に比べリサイクル性能に優れ、現時点ではクローズドリサイクルシステムに不可欠である。環境負荷低減に寄与するリサイクルは、エコマーク、循環型社会形成基本法、WEEE指令のいずれにおいても有効かつ重要な手段として位置づけられている。産業構造審議会　国際資源循環WGでは、各国ごとに循環型社会構築を促進しそれを保管するものとして適切な域内資源循環システムの構築を目指し、長期的な構想として持続的なアジア循環型経済社会件の構築を目指す方針が示されている。これらのことから、クローズドマテリアルリサイクルは重要である。	
8		(意見6) 　本項目を削除するべき。もしくは、適用しない項目として「塩ビなどハロゲン系元素で構成される被覆電線」を加える。理由については、以下の4点である。 (1)ダイオキシンは、焼却方法により発生を抑制できることが明らかである。廃棄物の焼却においては、紙を燃やしても塩素非含有のプラスチックを燃やしても焼却方法によりダイオキシンが発生する。塩素系合成樹脂・ゴムだけが発生源ではない。 (2)ダイオキシン法の制定により各自治体の焼却炉改善により、発生量が劇的に減少している。一方、ハロゲン系物質の生産・消費はこれと比例関係に無い。 (3)ダイオキシンは、通常の生活環境では特に人体に影響を与えるような物質とは認められないと考えられている。 (4)ハロゲン系化合物の焼却により発生する塩化水素が焼却炉の劣化を招くとの意見もあるが、厨芥をはじめとしてハロゲン系化合物以外の物質からも塩化水素は発生する。また焼却の前処理段階での除去や、高炉原料化などでの塩化水素リサイクル利用が進展している。	被覆電線については、筐体プラスチック部品に該当しません。
9	4-1-2(6)筐体プラ部品難燃剤CASNo報告	CAS No.の公開については企業ノウハウであり、例え秘密保持契約を結んでの対応であっても万が一、漏洩した場合、企業競争力を損なう事になり、損失が甚大となるため公開に反対する。	エコマーク申込時にCAS No.を報告することについては、企業ノウハウを取り扱う体制の整備などの運用に伴う課題を整理し、今後検討をするものとしています。ご意見を参考に今後の検討を行います。

「デジタル印刷機Version1.0」公開案への意見と対応

10	4ー1ー2(7)筐体プラ部品 EU指令CMR物質カテゴリー1～3の使用の禁止（解説案におけるIARC 2Bについての記述および三酸化アンチモンについて）	EU指令CMR物質カテゴリー3まで使用禁止とするべきではない。または、発がん性カテゴリー3に分類される三酸化アンチモンについて、使用を認めるべきである。さらに解説案におけるIARC 2Bについての記述について。 (意見1) EU指令におけるカテゴリー3は動物実験においてハザードの限られたデータがあるが人に対するハザードの証拠はない分類である。解説にはカテゴリー3と同意なIARC2Bについて「国際的には発がん性物質として規制が必要と認識されている」と記載されているが、IARC2Bには例えばカーボンブラック、コーヒー、ガソリンが分類されているが、これらについては規制が必要と認識されているとの話は聞いていない（本基準案においてトナーの項でカーボンブラックは規制から除かれている)。即ちEU指令のカテゴリー3をエコマークに取り入れる根拠とはならない。 ハザードがあっても暴露からリスク管理を考えて基準を設定するべきものを、ハザードが明確でないものすら一律に規制する考え方は納得できない。 三酸化アンチモンはEC理事会指令の付属書Ｉにおいて発がん性のカテゴリー3（IARCでは2B）に分類される。　前項で述べたように三酸化アンチモンは人に対するハザードの証拠はなく、また融点は655℃、沸点は1425℃であり、三酸化アンチモンを添加したプラスチックから三酸化アンチモンが揮発あるいは粉塵として飛散し人に暴露する可能性はなく、リスクは全くない。 ちなみに日本の毒劇物法においても三酸化アンチモン(製品形状は粉体が主)は劇物に指定されているが、三酸化アンチモンを含む製剤はリスクがないため劇物指定からはずされた経緯がある。 三酸化アンチモンは、臭素系難燃剤と併用することでプラスチックの難燃性を促進する極めて有用な効果があり、ハザードを踏まえたリスク評価の観点及びそのベネフィットからもプラスチックの添加剤として認められるべきである。	「IARC 2Bが規制が必須とされている」については、誤解をまねく表現であったため修正します。これは、エコマーク「プリンタ」などの商品類型においても既に2B に分類される物質まで実質的に取組みが進んでいることを比較検証したものです。ここでは、デジタル印刷機のプラスチック部品に使用する物質に限定しての議論であり、IARC 2BあるいはEUのCMR物質カテゴリー3までが妥当であるかは、この分類に属する物質のうち、どの物質がプラスチック部品に使用されうるか、同種の機能を発現する、より環境負荷の低い物質が存在し、それに代替が可能かといった現実の状況も配慮するべき事項と考えます。 本検討においては、EU指令におけるCMR物質のカテゴリー1～3までを規制物質としていますが、既に事業者は対応をしており、現実的に著しく環境的便益が下がったり、技術上の障害になるものでないことを確認の上、使用する化学物質についてはより環境負荷の低い物質へ代替していくことが望ましいという主旨のもと、規制する化学物質の分類として引用しました。 この分類に含まれる物質のうち、製品に特性を付与する上で必須の物質があれば、その時点で除外するべきか否か個々の物質について個別の検討を行う可能性があります。検討においては、その化学物質について、製品の全ライフサイクルを通じてどのようなリスクが生じうるか、またそのリスクについては管理方法による低減が可能であるかなどを確認し、その化学物質がもたらす環境的便益と比較するなどの検討が必要であると考えます。 例示された三酸化アンチモンの扱いについては、現在も、複写機・DPWGにおいて継続審議中です。三酸化アンチモンについては、制定後1年間は使用を認めていることから、原案どおりとします。
11		(意見2) 独ブルーエンジェルは科学定量的な判断基準を持たず、科学的な協議にも応じず、政治的な色合いが濃いと聞く。エコマーク認定機関においても同様に独自の科学定量的な判断基準なしに、独ブルーエンジェルと同じ統一基準にするということは非常に問題があると考えざるを得ない。仮に、エコラベルの統一化を検討するとすれば、欧州全体の欧州エコラベルが対象と考える。 貴協会の基準公開案は、グリーン調達/ブルーエンジェルエコラベルとの統一という理念先行と認識せざるを得ず、政府行政機関の判断基準・規制まで待つべきである。現在欧州発癌性カテゴリー3である三酸化アンチモンは、欧州リスクアセスメント第4次優先リストに指定され、現在評価中である。世界唯一と言っても良い科学定量的な評価システムである欧州リスクアセスメントの結論を待って基準案作成しても遅くはない	

12		(意見3） IARCの2B分類が発癌性物質として規制が必須と認識されているとの根拠を明示願いたい。IARCの2B分類あるいは欧州発癌性カテゴリー3については、使用禁止を意味するものではない。また、IARCクラス2Bは発癌性を意味するものではなく、発癌の可能性ありとして、さらに研究が必要であることを示すものである。 欧州化学物質分類及びラベリング指令情報において、三酸化アンチモンは、リスク警句R40(不可逆的影響のリスクの可能性がある)並びに安全フレーズS-2,22,36/37(子供の手の届かない場所に保管する、粉塵を吸入してはならない、適切な保護衣及び手袋を着用する)表示にて流通・使用することが出来る。 IARC発癌性ランク「グループ2B」の根拠は、1980年代のラットを用いたWatt及びGrothらの実験結果に基づいている。これらの実験結果は、その後の解析によって、メスラットのみの発症、ダスト過剰、あるいはGrothの吸入実験論文では三酸化アンチモンサンプルの純度が80%と低く、さらに砒素他の不純物濃度が高く、それらの影響もあって疑問視されている。そのことによって、米国EPAはIARC発癌性ランク根拠の研究は実験条件等に問題ありとして、アンチモンの発癌可能性を決定するには使用出来ないと結論している。(米官報48　F.R.717,　1983)	
13		(意見4） 適用しないものに「塩ビ被覆電線等に使用されるフタル酸系可塑剤」を追加する。DEHPなどのフタル酸エステル類が生殖毒性物質として挙げられているが、これは物質と調剤の一般市民への販売に関する規制であり、デジタル印刷機などの部品への販売を禁止するものではない。さらに、AISTやNITEによるDEHPのリスク評価では生殖毒性および精巣毒性は懸念されるレベルにはないと発表されている。	筐体プラスチック部品に電線は含まれず、本項目の適用対象外です。
14	4-1-4(12)インクのハロゲンを含む樹脂の添加禁止	本項目を削除するべき。理由はNo.8に記載の(1)～(4)の通りである。	エコマークでの現状における大枠の考え方として、ハロゲンを含む樹脂およびハロゲン有機化合物を使用する製品については、使用済み製品の回収やリサイクルを行う取り組みが行われている製品を認定するものとしています。インクは、消耗品であり、回収・リサイクルを行うものではないので、原案どおりとします。
15	4-1-4(16)インク容器のPBB, PBDE, 塩化パラフィンの禁止	DecaBDEについては適用を除外するべきである。EUのRoHS指令においても、リスクアセスメントの結果に基づき除外項目にすべきとの提案がなされている。科学的データを無視して環境問題を進めることはできにくくなっている。	エコマーク申込の手引きにおいて、エコマーク認定における難燃剤の使用について規定しております。別紙ご参照下さい。
16	4-1-4(18)インク容器のマーキング	インク容器のマーキングには、現状として多くがSPIコードにも基づく表示を行っており、ISOに従っての表示に加え、SPIコード表示も認めるかあるいは、ISOへの切り替えの猶予期間を設けてほしい。日本国内の処理においては、SPIコードによる表記に拠っていても違法性はなく、廃棄時の処理に支障は生じない（判別可能）。 SPIコード表記に拠っている容器の場合、ISO表記への修正には金型の変更を伴うが、それに見合う環境負荷の低減は見込めない。 万一ISO表示を実施する場合であっても、市場の在庫が完全に入れ代わるまでの猶予が必要である。	ISO11469を標準としますが、環境情報として相違がなく、環境負荷が増すわけではないことを考慮して、SPIなど他のマーキング方法も認めることとします。しかし、国際的な整合性の観点からは、ISO11469に基づくマーキングに変更していく方が望ましく、その旨を解説に記述しました。

「デジタル印刷機Version1.0」公開案への意見と対応

17	4-1-4(21) マスターのハロゲン化合物禁止	DecaBDEについては、適用を除外するべきである。理由はNo15と同じ。	No15の回答と同じ
18		本項目を削除するべき。理由は、No.8に記載の(1)～(4)の通りである。	マスターについても、回収やリサイクルの行われない寿命の短い消耗品であり、No.14に対する回答と同様の理由で原案どおりとします。
19	4-1-4(22) インク容器の情報提供	インク容器本体、またはその包装にインク容器の取扱に関して記載する情報のうち、「b.無理に開けてはならないこと」を削除する。理由は、バッグインカートン容器の場合、利用者による廃棄処理は、分解した上での分別となる。現状b.は、これと相反する表現となっている（無理に開けなければ分解、分別はできない。）。 一方バッグインカートン容器ではないインク容器は、3～7個の部品の勘合その他で成り立っており、「無理に開ける」という用語の意味が利用者に受け入れられにくいのではないかと想像する。	ご意見のとおり修正しました。
20	4-1-4(22) インク容器の情報提供	インク容器本体、またはその包装にインク容器の取扱に関して記載する情報のうち、「e.使用後の廃棄方法または回収方法」について、「インク100ｍｌあたりの容器のプラスチック材質量が7ｇ以上のインク容器については適用しない」とする。理由は、当該インク容器については、回収率の基準があるが、一律に回収を標記すると回収効率の無駄が生じることも考えうる。処理方法に関する情報は、包装や取扱説明書に表示するのではなく、地域や利用者に応じて事業者より告知させ、また回収努力をさせる必要がある。除外しない場合には、「または/および」とし、廃棄方法・回収方法のいずれも記載できるようにしてほしい。廃棄時の分離方法などに関する正確な情報を提供する必要があるためである。	本項目については、原案どおり、インク容器すべてに適用する項目とします。回収率が定められているインク容器についても、回収率を一層高めるような努力を行うことが重要であり、ユーザからの協力を仰ぐためには、情報提供が欠かせません。使用時に手に取る容器またはその包装に記載し、ユーザ誰でも対応できるようにし、ユーザが回収の協力をしやすいようにすることが大切です。また、遠隔地のユーザであっても、回収の要望があれば対応するべきと考えます。ただし、ご意見のとおり、「または/および」と修正します。
21	4-1-9(30) 製品の包装に使用されるプラスチックのハロゲン禁止	本項目を削除するべき。理由はNo.8に記載の(1)～(4)の通りである。	包装についても、回収やリサイクルが行われない限り、No.14に対する回答と同様の理由で原案どおりとします。
22	4-1-11(34)⑥機器の保守と清掃　必要な対策と頻度	「機器の保守と清掃に関し必要な対策とその頻度」について、削除を要望する。これは、サービスとの契約で定期的に実施することになっており、サービスマンが対応すべき作業は、サービスマニュアルに記載があれば良いと考える。	必要な保守と清掃については機器によって様々であること、契約条件によってはユーザによる保守と清掃が必要なケースがないわけではないが、それについては契約書に明記される事項であることを考慮し、意見に基づき修正しました。
23	4-1-11(34)⑧保障履行の期限	「保証履行の期限」について削除してほしい。現在、販売店とユーザとが契約を結ぶシステムにより保障期間が異なる。したがってユーザにより契約内容が異なるため一様に保障期間の記載ができない。	契約条件によって保証期間が様々であること、契約書に明記される事項であることを考慮し、意見に基づき修正しました。
24	その他　適合の証明書類	5(11)のインク中のVOC成分量の証明方法については、試験結果およびその分析方法の提出に加えて、MSDSの提出でも可とする。デジタル印刷機用インクのようなエマルジョンタイプのインクのVOCを測定するための、確立され、かつ、一般的な試験方法が存在しない可能性がある。	VOC成分の証明については、インクの原材料中の沸点260℃以下の有機化合物量を算出し、その合計量をインク製品の含有量とすることも認めることとします。

25	その他 適合の証明書類	証明方法の記入例(8) CFC類の適合証明書、(9)製造における法規遵守の適合証明書において、申請商品ブランド名を記載するようになっているが、エコマーク申請の全商品について同じ状況である場合、申請商品ブランド名：xxxの代わりに、当社のエコマーク申請商品全てにおいて･･･　などの記載でも良いことにしていただきたい。法規制の遵守などについて、商品ごとにではなく、全ての商品について同じ姿勢、環境で取り組んでいるという場合、商品ごとに証明書を作成、捺印、発行するのではなく、共通の証明書の活用で済むようにしたい。	ご意見を基に修正しました。左記の記入例について、申請商品ブランド名の記載は不要とします。ただし、(9)法規遵守の証明書の発行日の有効期限は、エコマーク申込の3ヶ月程度以前までのものとします。（証明書記入例上にもその旨記載します。）
26	その他 適合の証明方法	審査書類提出時に間に合わない書類は宣言文ないし仮書類にて代用を認めてほしい。具体的には、(32)エネルギー消費、(34）製品添付書類への情報の記載の項目。新商品の発売前の申し込み（約2ヶ月前）では、製品添付書類の最終版が間に合わない場合がある。また、消費電力などの最終確認は量産機で行うために、審査書類の提出後に数値が変更となる可能性がある。	ご意見を基に修正しました。契約締結時までに正式データを提出いただくものとします。
27	その他 マーク表示	「リサイクル・省エネ設計」を「3R・省エネ設計」と変更する。理由は、(1)本認定基準案は、「リデュース・リユース・リサイクル」の3Rを考慮したものである、(2)各社の取り組みに3Rについての展開があり、その状況の情報開示として環境やCSR報告書等においてリサイクルとともにリユースの取り組みにウェイトがおかれている、(3)政府の提唱する「リサイクル月間」は「3R月間」に衣替えされているが、普及・啓発活動はリサイクルに特化した従来の取り組みを改め3Rを基本として展開されており、消費者には3Rの概念の浸透が期待されている。	ご意見のとおり修正しました。
28	その他 エコマークの透明性、公平性、客観性	エコマークの基準策定には、①透明性、②客観性、③公平性が求められる。 ①透明性：解説が付された基準案の公開および意見募集により、かなり担保されるが、検討過程の議事録（発言者の固有名詞は不要）を公開し、解説で読み取れない論点が部外者にもわかるようにするべきである。 ②公平性：4-1-2「プラスチック材料に関する要求」は、「25g以上のプラスチック製筐体部品」に限定されており、TCまたはトナー容器および給紙トレーのような内部部品には適用されない。この理由については、全く触れておらず、著しく公平性を損なっているものである。 ③客観性：基準を決めるバックデータは科学的検証による裏づけのある客観性が求められ、他国のエコラベルがどうであれ、風評や中傷も含めた、事実に基づかない基準は不適切である。	①の検討過程の議事録の公開に関するご意見については、今後の参考とします。またパブリックコメント受付中に新基準案の取得説明会を実施するなどして今後も透明性の担保には一層努めていきます。 ②については、プラスチック材料に関する要求について、「複写機には数多くの部品が使用されており、筐体部品等に限らず、全てにこの項目を適用することが望ましい。しかし量的なインパクトおよび調査の実現性、事業者の負担の観点から、今回は適用外とし、今後の動向をみて更なる検討をすること」を記述しています。現状のレベル・実現性を踏まえながら、段階的に基準の適用を検討していく予定です。従って、これらが公平性を損なっているとは判断しません。ただし、文章のわかりやすさ、伝わりやすさについてはさらなる配慮を行っていくようにします。 ③については、エコマークの認定基準は、各商品類型ごとに利害関係者（消費者、事業者、中立者(大学や研究機関などの研究者）の3者）から構成するWGを設置し、その協議により策定します。協議は科学的バックデータに基づいて行うことはもちろんですが、商品の特性（例えば、国際流通商品であること）、日本の社会インフラ（法律、システム、設備など）、ユーザの関心なども重要な検討項目と考えています。解説案には、基準案策定の協議過程の公開として、各利害関係者の意見および交わされた議論の内容を記述しています。利害関係者の協議による策定方法、およびその協議内容を公開することの意義にご理解を求めるとともに、誤解を招く表現については改め、①、②とともに透明性、公開性、信頼性の担保に一層努めていきます。

「デジタル印刷機Version1.0」公開案への意見と対応

<table>
<tr><td>29</td><td rowspan="3">その他/解説案E-8(筐体プラスチック部品への有機ハロゲン化合物禁止の検討について)</td><td>（意見1）
解説に「EUにおいては、臭素系難燃剤による環境汚染についての社会的関心が高く、電機・電子機器分野において、PBB及びPBDE以外の臭素系難燃剤についても、自主的な規制が強化される流れがある。」ことが臭素系難燃剤を排除する根拠の一つになっているが、これはリスクアセスメント等の科学的根拠によらない風評に基づく基準の作成となる憂慮すべき風潮である。
勿論EUの一部においてはそのような動きもあるが、あくまで一部の極端な環境志向の国及び団体の志向であり、科学的裏付けをベースとするエコマーク基準の採るべき根拠ではない。
また解説には「電子・電気機器における世界的な非ハロゲン化への方向性」があるとの記載があるが、このような世界的動向に敏感であり且つ常にその動向に対して先進的に対応している日本の電機メーカー各社においてそのグリーン調達基準をみても、PBB/PBDE以外の臭素系難燃剤について「使用を禁止する物質」あるいは「使用を削減する物質」に分類している会社は例外的であり、電子・電気機器における世界的な非ハロゲン化の方向性があることを伺うことは出来ない。</td><td rowspan="2">「EUにおいては、臭素系難燃剤による環境汚染についての社会的関心が高く、、、自主的な規制が強化される流れがある」ことは、臭素系難燃剤の使用を禁止としたことの根拠ではありません。「こうした流れ」について、「回収の仕組みや焼却施設の整備を含め、社会状況の異なる日本にあてはめることについて慎重な対応が必要であり、また国策として掲げられる資源循環の視点を忘れてはならない」という意見もあったこと、またそのような観点を持って検討を行ったことを記述しています。
「電子・電気機器における世界的な非ハロゲン化への方向性」については、製造事業者の意見・見解としての記述です。電気・電子機器は国際流通商品であることから、特に複写機においてブルーエンジェルの基準との統一化の観点から意見があったことを記述したものです。
No.28への回答をご参照下さい。</td></tr>
<tr><td>30</td><td>（意見2）
世界的な非ハロゲン化とは、米国あるいは東南アジア諸国等を含めたものか、誤解を招く表現である。甚だ商業的あるいは主観的な表現であり、科学定量性に欠けると言わざるを得ない。</td></tr>
<tr><td>31</td><td>（意見3）
いずれも「流れ」とか「方向性」とか曖昧な記述であり、実体をともなうデータが示されない限り無意味である。思想の方向を意図的に制御する思惑ととられる可能性がある。</td><td>解説には各利害関係者からどのような意見があったのかということおよび、WGにおいて交わされた議論を記述しています。思想の方向を意図的に制御する思惑はなく、協議の過程を公開しパブリックコメントを受け付けることによって、検討をより有意義なものにしていくことを目的としています。この点についてご理解を頂きたいと思います。No.28への回答をご参照下さい。</td></tr>
</table>

意見者数　10
意見総数　31件